

令和5年度愛媛県介護ロボット導入支援事業費 補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、令和5年度愛媛県介護ロボット導入支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき県内の介護サービス事業者が介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に要する経費に対し、予算の範囲内で、令和5年度愛媛県介護ロボット導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、介護従事者の負担の軽減と働きやすい職場環境の整備を図り、もって介護サービスの質の向上及び介護従事者の確保に資する。

(定義)

第2条 この要綱において、「介護サービス事業」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第26項に規定する施設サービス、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた法第8条第29項に規定する介護医療院、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）、法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス、同項第3号に規定する離島等における相当サービス、法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス及び同項第3号に規定する離島等における相当サービスを行う事業をいう。

2 この要綱において、「介護サービス事業者」とは、介護サービス事業を行う者をいう。

3 この要綱において、「介護従事者」とは、介護サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。

4 この要綱において、「介護ロボット」とは、次の（1）から（4）の全ての要件を満たすものをいう。

(1) 目的要件

日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

(2) 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

ア ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた

情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット
イ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成 25 年度～平成 29 年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成 30 年度～令和 2 年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和 3 年度～）において採択された介護ロボット（「重点分野 6 分野 13 項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

(3) 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(4) その他

介護ロボットの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。

5 この要綱において、「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」とは、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備する次の(1)から(3)のいずれかの要件を満たすものをいう。なお、見守り機器の導入に伴う通信環境整備により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。

(1) Wi-Fi 環境の整備（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）

(2) 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）

(3) 介護ロボット機器を用いて得られる情報の介護記録へのシステム連動（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）

(補助対象者)

第 3 条 支援事業の補助対象者は、介護サービス事業者の指定又は認可を受けた県内に所在する事業所を運営又は開設する者とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象経費は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの購入、リース又はレンタル（当該年度中に係る経費を限度額とする）及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に要する経費（初期設定に要する費用を含む）とする。ただし、次に掲げる経費は、交付の対象としないものとする。

- (1) 介護ロボット及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る機器等のメンテナンス費用
- (2) インターネット回線使用料等の通信費
- (3) 携帯端末等のインターネット接続が可能な通信機器の購入費用（ウェアラブル端末を除く。）
- (4) 介護ロボット導入に伴う組立・設置工事及び輸送に係る費用
- (5) 交付決定前に購入、リース又はレンタルしたもの
- (6) 当該年度中に介護ロボットの導入、見守り機器の導入に伴う通信環境の整備及び支払いが完了しなかったもの
- (7) その他、本事業として適当とは認められない費用

(補助率等)

第5条 前条の規定による補助対象経費に対する補助率は、実施要領第3条第5項の要件を満たす事業所は4分の3、それ以外の事業所は2分の1とし、補助限度額は次のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 介護ロボットは1機器につき移乗介護及び入浴支援は100万円以内、その他の機器は30万円以内とする。
 - (2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費は1事業所につき750万円以内とする。
- 2 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る補助は、1事業所、1回の補助とする。
 - 3 介護ロボット導入等計画は、1計画につき、1回の補助とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、介護ロボット導入等計画のほか関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する申請書を受領した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業実

施主体に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業について、内容を変更(軽微な変更(第4条に定める対象経費について、20%以内の変更)を除く。)しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認に際し、必要な条件を付すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに事業実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第6条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第6条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書(様式第6号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(導入効果の報告)

第14条 補助事業者は、本事業で導入した介護ロボットを使用及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備をすることによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを介護ロボット使用状況報告書(様式第7号)に取りまとめ、導入年度の翌年度から3年間、毎年度4月末日までに知事に報告するものとする。

(指導監督)

第15条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 正当な理由なく補助事業が予定の期間内に終了したとき。
- (4) 補助事業の実施について、不正の行為があったとき。
- (5) 補助事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けたとき。
- (6) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(財産の管理)

第17条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上(補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属す

る年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(情報収集への協力)

第19条 補助事業者は、「科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence : LIFE (ライフ))」による情報収集に協力しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月10日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

令和5年度愛媛県介護ロボット導入支援事業費補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和5年度において標記事業を下記のとおり実施したいので、令和5年度愛媛県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|-----------------------------|-----------|
| 1 | 交付申請額 | 金 円 |
| 2 | 補助金所要額調書 | 別紙（1）のとおり |
| 3 | 事業所別補助金所要額調書 | 別紙（2）のとおり |
| 4 | 収支予算書 | 別紙（3）のとおり |
| 5 | 介護ロボット導入等計画 | 別紙（4）のとおり |
| 6 | 見積書写し | |
| 7 | 介護保険法に基づき指定又は許可を受けたことを証する書類 | |
| 8 | その他参考となる資料 | |
- ※導入する介護ロボットのカタログ等
※見守り機器の導入に伴う通信環境整備の内容（Wi-Fi工事に係る工事内容及び図面、導入する機器のカタログ等）

【問い合わせ先】

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
〇〇〇法人〇〇〇事業所 担当〇〇
電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
mail 〇〇〇〇〇@〇〇〇

別紙（１）（様式第１号関係）

補助金所要額調書

	事業所名 (サービス種別)	(1) 介護ロボットの製品名 (2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費内容	補助対象額	補助率	A×B	補助限度額	補助基本額	所要 台数	補助金所要額
			A	B	C	(1) (1機器当たり) (2) (1事業所当たり)	(C、Dのいずれか少ない額)		E
			円		円	円	円	台	円
(1) 介護ロボット	()				0		0		0
	()				0		0		0
	()				0		0		0
(2) 通信環境整備	()				0	7,500,000	0		0
	()				0	7,500,000	0		0
	()				0	7,500,000	0		0
合計		-	-	-	-	-	-	-	0

- (注) 1 B欄の補助率は、別紙（４）で選択した補助率（3／4又は1／2）とすること。
 2 (1)介護ロボットD欄は、移乗介護及び入浴支援は1,000,000円、それ以外は300,000円とすること。
 3 G欄は、1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てること。
 4 行が足りない場合は、適宜、行を追加すること。

事業所別補助金所要額調書

（単位：円）

優先順位	事業所名	サービス種別	・介護ロボットの製品名 ・見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費内容	補助金所要額 (別紙(1) G欄の額)
1				
	小計			0
2				
	小計			0
3				
	小計			0
4				
	小計			0
5				
	小計			0
合計			0	

（注） 行が足りない場合は、適宜、行を追加すること。

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予算額（円）	備 考
県補助金		
事業者負担額		
寄付金その他の収入額		
計	0	

（注）補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

2 支出の部

区 分	予算額（円）	備 考
工事費 （見守り機器導入に伴う通信環境整備のための配線工事の場合）		
備品購入費 （購入の場合）		
使用料及び賃借料 （リース・レンタルの場合）		
計	0	

（注）補助対象とする支出予定の科目ごとに記載すること。

区分欄は、適宜、項目を追加すること。

備考欄には、必要に応じて経費の内訳を記載すること。

介護ロボット導入等計画

事業主体名 (法人名等)		介護サービス 事業所名						
事業所の サービス種別						利用定員	名	
過去の本 補助金の 交付状況	交付の 有無	交付有の場合、該当の年度に「○」をつけてください。						
		令和4 年度	令和3 年度	令和2 年度	令和元 年度	平成30 年度	平成29 年度	平成28 年度
1	交付有の場合、導入した介護ロボット及び通信環境整備の内容を記載してください。							
	導入ロ ボット	年度	製品名	台数	台	介護ロボッ トの種別		
		年度	製品名	台数	台	介護ロボッ トの種別		
		年度	製品名	台数	台	介護ロボッ トの種別		
	通信環境 整備	年度	整備内容					
		年度	整備内容					
		年度	整備内容					
2	県や他の介護施設等から要請があれば、照会・視察等を受け入れること及び他の介護施設等の参考となる導入事例の発表や県のホームページで公表することに同意する					はい	いいえ	
3	県が取り組むノーリフティングケア普及啓発事業等への取り組みを実施（予定）している 【取組内容】 (1) R5 マネジメント研修に参加（R5.6.16開催） (2) R5 新規取組事業所として参加予定 (3) R5 協力モデル事業所として参加 (4) R元～4 ノーリフティングケア普及啓発（モデル）事業に参加					(1) はい	(1) いいえ	
4	本計画（介護ロボット導入等計画）を策定の際に次の機関を活用し、今回の申請を検討した 【相談先】 (1) 介護ロボットの相談窓口（愛媛県介護実習・普及センター） (2) 介護生産性向上総合相談センター（（公財）介護労働安定センター愛媛支部）					はい	いいえ	
	移乗機器を導入する事業者のうち、上記機関へ相談をしていない場合は、その理由					(1) はい	(1) いいえ	
5	介護ロボットの導入・活用や、見守り機器の導入に伴う通信環境整備により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知した					はい	いいえ	
6	導入後、業務効率化や職場改善等の効果を導入年度の翌年度から3年間、報告することに同意する（報告期間：令和6・7・8年度）					はい	いいえ	
7	「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence : LIFE（ライフ））」による情報収集に協力する					はい	いいえ	
適用を受けようとする補助率(1/2又は3/4)								

介護ロボット	介護ロボットの製品名	導入台 (セット)数	台 (セット)	介護ロボットの種別(注)1	
	購入又はレンタル・リースの別	購入(予定)時期		令和	年 月
		リース・レンタルの契約(予定)期間		令和	年 月 から 令和 年 月 まで
通信環境整備	通信環境整備内容				
	購入又はレンタル・リースの別	購入(予定)時期		令和	年 月
		リース・レンタルの契約(予定)期間		令和	年 月 から 令和 年 月 まで
導入スケジュール					
介護ロボット導入等により達成すべき目標 (3年間目途)	現状と課題				
	達成すべき目標				
介護ロボット導入等により期待される効果等					
備考 (注)2					

(注) 1 移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援 のいずれかを選択すること。

2 備考欄には、実施要領第3条第4項に定める「安全性の確保」、「フォローアップ体制」、「利用者への説明(倫理面への配慮)」等に関する取組(予定)を記載すること。

以下は、補助率「3/4」の適用を受けようとする場合のみ記入すること。

※「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン(パイロット事業改訂版)」(厚生労働省老健局・令和2年3月発行)を参考にする。

※本計画の見込みの人員体制と実績が異なった場合は、実績報告時にその理由を報告すること。報告内容は、県から国へ報告します。

《要件》

少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定している

従前の介護職員等の人員体制	介護ロボット等の導入後に見込む介護職員等の人員体制
介護職員等の人員体制の効率化に資する取組内容(具体的に)	
利用者のケアの質の維持・向上や職員の負担軽減に資する取組内容(具体的に)	

様式第2号（第8条関係）

令和5年度愛媛県介護ロボット導入支援事業変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を下記のとおり変更したいので、令和5年度愛媛県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更する理由

2 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円也
変更承認申請額	金	円也
差引増減額	金	円也

3 補助金所要額調書（変更）

4 事業所別補助金所要額調書（変更）

5 収支予算書（変更）

6 介護ロボット導入等計画（変更）

7 その他参考となる資料

（注）3～6は様式第1号に準ずるものとし、変更前、変更後が分かるように作成すること
3～6は、上段に変更前を（ ）で記載し、下段に変更後の額を記載すること

【問い合わせ先】

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
〇〇〇法人〇〇〇事業所 担当〇〇
電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
mail 〇〇〇〇〇@〇〇〇

様式第3号（第9条関係）

令和5年度愛媛県介護ロボット導入支援事業中止（廃止）承認申請書

第 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を中止（廃止）したいので、令和5年度愛媛県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の内容

2 事業の中止（廃止）の理由

【問い合わせ先】

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
〇〇〇法人〇〇〇事業所 担当〇〇
電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
mail 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇

様式第4号（第10条関係）

令和5年度愛媛県介護ロボット導入支援事業実績報告書

第 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業の実績について、令和5年度愛媛県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | 1 | 事業精算額 | 金 円 |
|---|---|-----------|
| 2 | 補助金所要額精算調書 | 別紙（1）のとおり |
| 3 | 事業所別補助金所要額精算調書 | 別紙（2）のとおり |
| 4 | 収支決算書 | 別紙（3）のとおり |
| 5 | 事業実績報告書 | 別紙（4）のとおり |
| 6 | 導入した介護ロボット又は見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る納品書（又は工事完了報告書）、領収書（又は請求書）の写し | |
| 7 | 導入した介護ロボット又は見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る写真
※介護ロボットの写真（複数台ある場合は、全ての機器の製品番号等が明瞭に写っていること）
※見守り機器の導入に伴う通信環境整備の写真：Wi-Fi工事に係る写真（施工前・施行後）、
導入した機器の写真（複数台ある場合は、全ての機器の製品番号等が明瞭に写っていること） | |
| 8 | その他参考となる資料
※見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る図面（見守り機器・アクセスポイントの設置位置、Wi-Fiエリア 等） | |

【問い合わせ先】

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
〇〇〇法人〇〇〇事業所 担当〇〇
電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
mail 〇〇〇〇〇@〇〇〇

補助金所要額精算調書

	事業所名 (サービス種別)	(1) 介護ロボットの製品名 (2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費内容	補助対象額 A	補助率 B	A×B C	補助限度額 (1) (1機器当たり) (2) (1事業所当たり) D	交付決定額 (1) (1機器当たり) (2) (1事業所当たり) E	補助基本額 (C、D、Eのいずれか少ない額) F	所要台数 G	補助金所要額 (1) (F×G) (2) (Fの額) H	補助金 交付確定額 I
					円	円	円	円		円	円
(1) 介護ロボット	()				0			0		0	0
	()				0			0		0	0
	()				0			0		0	0
(2) 通信環境整備	()				0	7,500,000		0		0	0
	()				0	7,500,000		0		0	0
	()				0	7,500,000		0		0	0
合計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	0

- (注) 1 B欄の補助率は、別紙（４）で選択した補助率（3/4又は1/2）とすること。
 2 (1)介護ロボットD欄は、移乗介護及び入浴支援は1,000,000円、それ以外は300,000円とすること。
 3 I欄は、1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てること。
 4 行が足りない場合は、適宜、行を追加すること。

事業所別補助金所要額精算調書

（単位：円）

事業所名	サービス種別	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボットの製品名 ・見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費内容 	補助金所要額 (別紙(1) I 欄の額)
小 計			0
小 計			0
小 計			0
小 計			0
小 計			0
合 計			0

(注) 行が足りない場合は、適宜、行を追加すること。

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	決算額（円）	備 考
県補助金		
事業者負担額		
寄付金その他の収入額		
計	0	

（注）補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

2 支出の部

区 分	決算額（円）	備 考
工事費 （見守り機器導入に伴う通信環境整備のための配線工事の場合）		
備品購入費 （購入の場合）		
使用料及び賃借料 （リース・レンタルの場合）		
計	0	

（注）補助対象として支出した科目ごとに記載すること。

区分欄は、適宜、項目を追加すること。

備考欄には、必要に応じて経費の内訳を記載すること。

別紙（４）（様式第４号関係）

事業実績報告書

事業主体名 (法人名等)				介護サービス 事業所名			
事業所の サービス種別						利用定員	名
適用を受けた補助率(1/2又は3/4)							
介護 ロボ ット	介護ロボットの 製品名		導入台 (セット)数	台 (セット)	介護ロボットの 種別		
	購入又はレン タル・リース の別			購入日	令和	年	月 日
				リース・レンタルの 契約期間	令和	年	月 日から 令和
通信 環 境 整 備	通信環境整備 内容						
	購入又はレン タル・リース の別			購入日	令和	年	月 日
				リース・レンタルの 契約期間	令和	年	月 日から 令和
導入に要した 経費の内訳							
事業実施 スケジュール	(年度内のスケジュール実績(見込含む)、相談機関への相談実績について、具体的に記載すること)						
導入計画に記載した目標への取組みの実施にあたり、次の機関に相談した					はい ・ いいえ		
【相談先】							
(1) 介護ロボットの相談窓口(愛媛県介護実習・普及センター)					(1) はい ・ いいえ		
(2) 介護生産性向上総合相談センター((公財)介護労働安定センター愛媛支部)					(2) はい ・ いいえ		
移乗機器を導入した事業者のうち、上記機関へ相談をしていない場合は、その理由							
使用状況及び 導入により 得られた成果等	(導入後の使用状況、導入により得られた成果等を記載すること)						
備 考							

以下は、補助率「3/4」の適用を受けた場合のみ記入すること。

※「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（パイロット事業改訂版）」（厚生労働省老健局・令和2年3月発行）を参考にすること。

※介護ロボット導入等計画の見込みの人員体制と実績が異なった場合は、その理由を報告すること。報告内容は、県から国へ報告します。

《要件》

少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定している

従前の介護職員等の人員体制		介護ロボット導入等計画（様式第1号別紙(4)）で記載した介護ロボット等の導入後に見込む介護職員等の人員体制	
介護ロボット等の導入後の介護職員等の人員体制（ <u>実績を記載すること</u> ）		介護ロボット導入等計画策定時の人員体制と実績が異なった場合は、その理由	
介護職員等の人員体制の効率化に資する取組内容（具体的に）			
利用者のケアの質の維持・向上や職員の負担軽減に資する取組内容（具体的に）			

様式第5号（第10条関係）

令和5年度愛媛県介護ロボット導入支援事業費補助金に係る
仕入れに係る消費税相当額報告書

第 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記補助金について、令和5年度愛媛県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第10条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円也

(注) 別紙集計表、その他参考となる資料を添付すること。

【問い合わせ先】

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
〇〇〇法人〇〇〇事業所 担当〇〇
電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
mail 〇〇〇〇〇@〇〇〇

別紙（第5条、第10条関係）

令和5年度愛媛県介護ロボット導入支援事業費補助金に係る
仕入れに係る消費税等相当額集計表

[単位 円]

事業実施主体名	仕入れに係る消費税 と当該金額に地方消 費税率を乗じて得た 金額との合計 (A)	補助率 (B)	仕入れに係る消費税 等相当額 (A×B)	備 考

- (注) 1 第5条第2項及び第9条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合、事業実施主体ごとに内訳を記載すること。
- 2 「仕入れに係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額の合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 3 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

様式第6号（第12条関係）

令和5年度愛媛県介護ロボット導入支援事業費補助金精算払請求書

第 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記補助金について、令和5年度愛媛県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

【問い合わせ先】

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
〇〇〇法人〇〇〇事業所 担当〇〇
電話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
mail 〇〇〇〇〇@〇〇〇

介護ロボット使用状況報告書

令和 年 月 日 第 号

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名

印

介護サービス事業所名		事業所のサービス種別		利用定員	名
介護ロボット	介護ロボットの製品名	導入台(セット)数	台(セット)	介護ロボットの種別	
	購入又はレンタル・リースの別	購入日		令和 年 月 日	
		リース・レンタルの契約期間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
通信環境整備	通信環境整備内容				
	購入又はレンタル・リースの別	購入日		令和 年 月 日	
		リース・レンタルの契約期間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
<p>【介護ロボットの使用状況（使用する業務・使用頻度等）】</p> <p>※日々の利用状況等が確認できる日誌等を活用して、具体的に記載すること。</p>					
<p>【介護ロボットの導入効果（導入による業務改善状況等）】</p> <p>※介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者（利用者）の満足度等、日々の利用状況が確認できる日誌等の活用や定点観測情報に基づいて具体的に記載すること。</p>					
<p>【介護ロボットの導入による収支の改善】</p> <p>※下記①・②は、該当する方に「○」をつけること。</p>					
① 導入により収支の改善が図られた				はい	・ いいえ
② ①で「はい」の場合、職員の賃金へ適切に還元した				はい	・ いいえ
<p>※上記①・②で「はい」の場合、内容について具体的に記載すること</p>					

【介護ロボットの不都合な点の課題】 ※介護ロボットの機能に関すること、使い勝手に関する事など具体的に記載すること。	
導入計画に記載した目標への取組みの実施にあたり、次の機関に相談した 【相談先】 (1) 介護ロボットの相談窓口（愛媛県介護実習・普及センター） (2) 介護生産性向上総合相談センター（(公財)介護労働安定センター愛媛支部）	はい ・ いいえ (1) はい ・ いいえ (2) はい ・ いいえ
移乗機器を導入した事業者のうち、上記機関へ相談をしていない場合は、その理由	

以下は、補助率「3/4」の適用を受けた場合のみ記入すること。			
※「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（パイロット事業改訂版）」（厚生労働省老健局・令和2年3月発行）を参考にすること。 ※介護ロボット導入等計画の見込みの人員体制と実績が異なった場合は、その理由を報告すること。報告内容は、県から国へ報告します。			
≪要件≫ 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定している			
従前の介護職員等の人員体制		介護ロボット導入等計画（様式第1号別紙(4)）で記載した介護ロボット等の導入後に見込む介護職員等の人員体制	
介護ロボット等の導入後の介護職員等の人員体制（ 実績を記載すること ）		介護ロボット導入等計画策定時の人員体制と実績が異なった場合は、その理由	
介護職員等の人員体制の効率化に資する取組内容（具体的に）			
利用者のケアの質の維持・向上や職員の負担軽減に資する取組内容（具体的に）			